

「やまなし消費者教育推進計画」の推進について

重点施策の取組について

少子高齢化や高度情報化の進展や、核家族化の進行など社会経済状況の変化の中で、地域や学校などにおける消費者教育を県民生活センターが拠点的な役割を担い、推進する。

※消費者教育が育むべき力（国の基本方針）

- ・ 環境などへの影響を理解した適切な商品選択
- ・ 他者と協働した課題解決への取組
- ・ 商品等に内在する危険の回避
- ・ 生活管理や健全な家計の営み
- ・ 消費生活の向上に役立つ情報の活用 等

重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

- 消費者被害に遭うリスクの高い消費者（高齢者等）に対し、
 - ・ 県民生活センターによる地域の公民館等における高齢者教室
 - ・ 様々な媒体（テレビスポット「くらしの情報」、消費生活情報誌「かいじ号」）を通じた情報提供
 - ・ 消費者団体と連携した地域における啓発講座
 - ・ 行政と消費者との橋渡し役となる県委嘱の消費生活相談員による情報把握
 - ・ キャンペーンやイベント等の機会を通じた広報
 - ・ 県老人クラブ連合会などと連携した消費者問題のお知らせ
 などにより、高齢者自身及び身近なコミュニティ内における高齢者グループの消費者力の向上を図る。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者をサポートする様々な関係者が消費者問題に係る情報を共有・活用することにより、『地域社会全体の消費者力を向上』させていくことが重要である。
- 第1段階としては、
 - ・ 全市町村に設置され、高齢者支援を行っている「地域包括支援センター」
 - ・ 介護保険法の指定を受けている「介護保険サービス事業者」
 - ・ 地域において高齢者や障害のある人などの相談に応じる民生委員
 に対し、高齢者支援等を行うために必要な消費生活上の情報を提供するとともに、会議や研修会などの機会を活用し、県民生活センターが出前講座を実施する。
 - ・ 地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を対象とした「担当者情報交換会」
 - ・ 介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、居宅介護支援等）を対象とした「集団指導」
 - ・ 民生委員児童委員（会長、副会長、リーダー等）を対象とした「県民生委員児童委員研修会」 等

- 今後、相談業務にあたる国や県等の機関・団体で構成する「県民相談相互支援ネットワーク」など既存の組織との連携方策等を踏まえ、高齢者・障害のある人等を地域で見守るネットワークの構築に向けた検討を行う。

【高齢者・障害のある人の消費者被害の特徴】

- ・ 本人が被害に気づかない、気づいても相談しない、相談する人がいない等から早期発見、早期解決が遅れる。
- ・ 一度被害に遭うと再び狙われ被害に遭いやすい。
- ・ 情報の受発信に疎遠な人が多い。

(出典：国の第6回消費者教育推進会議（H26.3.24）資料）

重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

- ① 消費者教育に関する授業等の充実
 - 小・中・高校生を対象とした消費生活出前講座の実施
 - 消費者教育推進シンポジウムの開催
 - 県民生活センターと大学が連携した小学生向けの消費者教育啓発教材の作成・活用
- ② 教職員の指導力の向上
 - 教職員を対象とした消費者教育に係る研修の実施
総合教育センターが開催する研修会に県民生活センターが参画
 - ・ 中学校家庭科教諭を対象とした「中学校家庭分野授業力向上Ⅱ研修会」
 - ・ 小・中・高等学校社会科教諭を対象とした「総合的な学習の時間研修会」
- ③ 金融広報委員会等と連携した取組の推進
 - 小・中・高等学校で巣立ち教室や出前講座などを行っている金融広報委員会、関東財務局甲府財務事務所と、県民生活センターが連携して各学校に情報提供を行い、講師を派遣

高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

(高齢者)

研修会等の名称	実施(予定)年月日	会場	主催者	参加(予定)者数	対象者
認知症の人と家族の会山梨県支部(あした葉会定期総会)	H26.4.26	青少年センター	認知症の人と家族の会山梨県支部(あした葉会)	100	介護者
介護サービス事業者 集団指導	H26.5.27 13:30～	自治会館	長寿社会課	71	特養(併設短期)、介護療養型医療施設(併設短期)、特定施設入居者生活介護
	H26.5.28 13:30～			59	単独短期生活、単独短期療養
	H26.5.29 13:30～			31	老健(併設短期)
	H26.6.18 9:45～	県立文学館	中北保健福祉事務所	250	通所介護
	H26.6.18 13:30～			180	居宅介護支援
	H26.6.20 9:45～	北巨摩合同庁舎		132	訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護
	H26.6.20 13:25～			205	福祉用具貸与・販売、訪問入浴介護、通所リハビリテーション
	H26.6.18 9:00～	東山梨合同庁舎	峡東保健福祉事務所		訪問介護、訪問リハビリテーション
	H26.6.18 13:30～				通所介護、訪問看護
	H26.6.19 9:00～				通所リハビリテーション、福祉用具貸与・販売
	H26.6.19 13:30～				居宅介護支援、訪問入浴介護訪問
	H26.6.25 10:00～	南巨摩合同庁舎	峡南保健福祉事務所		訪問介護、福祉用具貸与・販売
	H26.6.25 13:15～				通所介護、訪問看護
	H26.6.25 15:20～				居宅介護支援
	H26.6.19 13:30～	富士吉田合同庁舎	富士・東部保健福祉事務所	96	居宅介護支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、訪問入浴介護
	H26.6.20 10:00～			83	通所介護、訪問看護
	H26.6.20 13:30～			54	訪問介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
高齢者虐待対応事例検討会	6～7月頃		長寿社会課	100	

高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

(高齢者)

研修会等の名称	実施(予定) 年月日	会場	主催者	参加(予定) 者数	対象者
地域包括支援センター担当者情報交換会			中北保健福祉事務所	15	甲府市(受託事業者9)、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の包括支援センター職員
			市町村(峡東保健福祉事務所管内)		山梨市、笛吹市、甲州市の包括支援センター職員
			市町村(峡南保健福祉事務所管内)		市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町の包括支援センター職員(保健師のみ)
			市町村(富士東部保健福祉事務所管内)		富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村の包括支援センター職員
市町村老連事務局連絡調整会議	H26.5.27	福祉プラザ	一般社団法人 山梨県老人クラブ 連合会	60	市町村老連事務局員
山梨県老人クラブ連合会 総会	H26.6.4			100	各地区の会長
山梨県民生委員児童委員 会長・副会長研修会			福祉保健総務課 (委託先:山梨県 社会福祉協議会)		各地区の会長、副会長
山梨県民生委員児童委員研修会 リーダー研修会					3年以上の中堅委員
山梨県民生委員児童委員研修会 主任児童委員研修会					主任児童委員

(障害のある人)

研修会等の名称	実施(予定) 年月日	会場	主催者	参加(予定) 者数	対象者
平成26年度山梨県ピア・カウンセリング研修	11月頃		障害福祉課(委託先:社会福祉法人山梨県障害者福祉協会)	50	障害者、家族、行政関係者、障害福祉サービス事業所等従事者、相談支援事業所従事者等
平成26年度障害者居宅介護従事者等現任研修	1月頃			50	訪問介護事業所関係職員、居宅介護事業所関係職員、障害者施設関係職員

小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

(教育関係者)

研修会等の名称	実施(予定) 年月日	会場	主催者	参加(予定) 者数	対象者
平成26年度中学校家庭分野授業力向上Ⅱ研修会	H26.8.18	総合教育センター	総合教育センター	20	中学校家庭科教諭
平成26年度総合的な学習の時間研修会	H26.8.11			20	小・中・高等学校社会科教諭
研究協議会(中巨摩地区)	月1回程度				小・中教諭
研究協議会(北巨摩地区)	月1回程度				小・中教諭
研究協議会(峡東地区)	月1回程度				小・中教諭
研究協議会(峡南地区)	月1回程度				小・中教諭
研究協議会(南都留地区)	月1回程度				小・中教諭
研究協議会(北都留地区)	月1回程度				小・中教諭
連絡協議会(家庭科)	夏休み期間中				高等学校家庭科教諭
地歴・公民部会	7月上旬				高等学校地歴・公民教諭

(幼児期)

研修会等の名称	実施(予定) 年月日	会場	主催者	参加(予定) 者数	対象者
平成26年度保育所(園)長会議	H26.4.24	自治会館	子育て支援課	100	保育所(園)長、市町村担当者、保健福祉事務所担当者

○高齢者の状況について

（「平成25年度高齢者福祉基礎調査結果概要」（H25.4.1現在）より）

1 高齢者人口

平成25年4月1日現在の65歳以上の高齢者は221,823人である。

〔内訳 男性 95,057人（構成比42.9%）
女性 126,766人（構成比57.1%）〕

また、後期高齢者は年々増加し、平成18年以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っており、平成25年は10,449人上回った。

2 高齢化率

高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、25.7%であり、前年（24.7%）に比べ、1.0ポイント上昇している。

全国の高齢化率（24.7%）と比べると、1.0ポイント高く、本県は全国より高齢化が進んでいる。

また、推計上、今後も全国より早く高齢化が進むことが予測されている。

3 市町村別の高齢化の状況

すべての市町村で平成24年と比較して高齢化率が上昇している。

県の高齢化率25.7%を上回っている市町村は、14市町村である。

高齢化率の上位及び下位の5市町村は、昨年と同じ構成である。

4 高齢者夫婦世帯等の状況

夫婦とも65歳以上の高齢者夫婦世帯は、32,638世帯で県総世帯数の9.4%を占め、前年の31,055世帯（県総世帯数比8.9%）に比べ、1,583世帯（5.1%）増加している。

その他高齢者世帯は、2,161世帯で県総世帯数の0.6%を占め、前年の1,891世帯に比べ、270世帯（14.3%）増加している。

5 在宅ひとり暮らし高齢者の状況

65歳以上の高齢者のうち、36,802人（高齢者人口比16.6%）が在宅ひとり暮らし高齢者で、前年の31,072人（高齢者人口比14.5%）に比べ、5,730人増加しており、在宅ひとり暮らし高齢者は年々増加している。

男女別では、女性の比率が70.8%と高い。

日ごろ高齢者に接している皆様へ

消費生活の出前講座

受けてみませんか？

高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐためには、高齢者と日常的に接している方々の見守りが大切です。県民生活センターでは消費生活トラブル防止のための無料出前講座を実施しています。



申込先

お気軽にご相談ください

055-223-1571

内 容	➢ 高齢者を狙った悪質商法 ➢ ケータイやインターネットのトラブル ➢ 家庭内の事故防止・製品の事故防止 など (啓発用DVD、リーフレット有)
日 時	8:30~17:15 (月~金) 〔 祝日、年末、年始を除く 〕 ※土・日は要相談

☆ホームページもご覧下さい☆

山梨県 県民生活センター

検索



山梨県県民生活センター 相談・啓発スタッフ

〒400-0035 甲府市飯田1丁目1-20 JA会館5階 FAX:055-223-1368

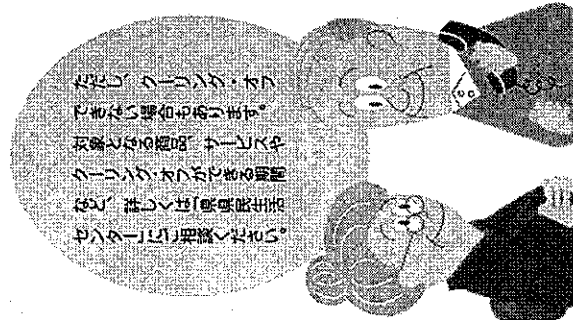
しまった! と思った契約は、 クーリング・オフ制度を

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外あり）に、書面で通知します。
- ② はがきに書いて両面をコピーし、保管します。
- ③ はがきは郵便局で特定記録郵便が簡易書留で送り、控えを保管します。
- ④ クレジット契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
- ⑤ 支払ったお金は、全額返金されます。

【はがきの書き方の例】

〇年〇月〇日、貴社のセールスマン〇〇と
〇〇の購入契約をしましたが、解除いたします。
なお、商品は早速にお引き取りいただき、
支払った〇〇円を至急返金して下さいませよう
お願いします。

干
住所 山梨県〇〇市〇〇町〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇



山梨県民生活センター TEL 055-235-8455 【相談専用】
受付時間 8:30~17:00 (月~金曜日・祝日を除く)
地方相談室 (都留市) TEL 0554-45-5038 【相談専用】
受付時間 8:30~17:00 (月~金曜日・祝日を除く)
消費者ホットライン TEL 0570-064-370
受付時間 10:00~16:00 (土・日曜日・祝日は国民生活センターに接続)

高齢者をねらう 悪質商法にご用心!

- 代金の全額前払い、避けましょう。
- 知らないものは、その場ではつきり勇気をもって断りましょう。
- 契約前に家族や友人、知人などに相談しましょう。
- やさしいことば、うまい話、もうけ話には、気をつけましょう。
- うかつな署名・押印はやめましょう。

クーリング・オフは
【8日間】

しまった
と思った時は
早めの相談

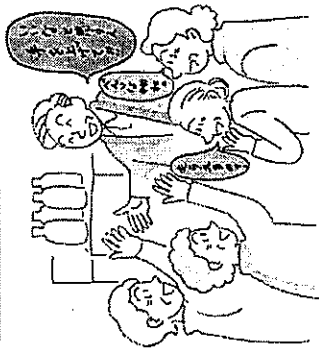


山梨県民生活センター ☎ 055-235-8455
地方相談室 (都留市) ☎ 0554-45-5038

日用品をさしあげます…❗

【睡眠(SF)商法】

●新聞・雑誌・食品・健康雑誌など



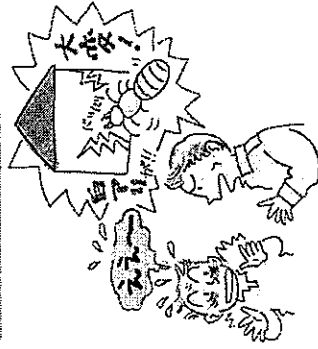
誘いに乗って
出ていけないことです。

新製品の宣伝や安売りの名目で会場
に人を集め、日用品などをただで配
り、会場を盛り上げ興奮状態にした
ところで、最後に高額な布団や健康
食品を売りつけます。大型店の開店
セール・ゲートポースがあります。
勧誘するケースがあります。

今すぐ工事をしないと危険…❗

【無料点検商法】

●水道・ガス・電気・暖房・冷暖房など

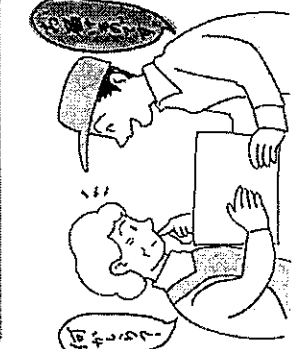


「無料点検」と言われても
安易に依頼しない。高額な
契約は家族と相談してから。
点検に来たと言って訪問し、「白アリ
の被害がある」「工事をしないと家が
傾く」「布団にダニがいる」などと、事
実と異なることを言って、不安をあ
おり、高額な契約をさせます。

こんなもの頼んだ覚えがない…❗

【送り付け商法(セガティブアクション)】

●雑誌・本・新聞・写真集など



送り主に引き取りを請求した
場合は7日間、そうでない場
合は14日間保管し、その後は
自由に処分できます。
注文していない商品を一方的に送り
付け、送られてきた人が断らなけれ
ば買ったものと見なし、代金を請求
する迷惑商法です。

被害にあわないためには…

- 知らない人の親しげな近づく者に要注意！玄関を開けず、相手にしない。
- 高額なものを買うときは、本当に必要か冷静に考える。
- いらぬときは、ハッキリ断り、あいまいな態度はとらない。
- その場で一人で契約せず、家族・友人・知人に相談する。
- 契約しても、現金での全額前払いをしない。

こんな誘いに「用心！」

一度契約すると、商品を次々に契約させる
悪質商法も増えています。

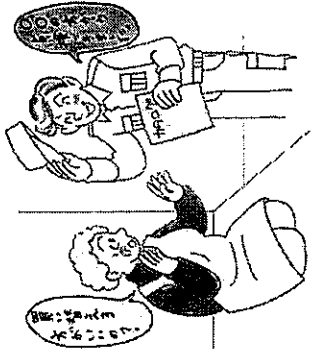


高齢者が
ねらわれています

役所の方から来ました…❗

【かたり商法】

●消火器・電話機・個人情報など



公的機関で物を売ることば、
ありません。

「〇〇の方から来ました」「検査し
ます」などと訪問。なかには、電話
会社や消防署の職員のような制服姿
でやって来て、設置義務があると偽
り商品の勧誘をします。

絶対儲かる・銀行より有利…❗

【先物取引商法】

●大豆・コーン・金・石油相場など

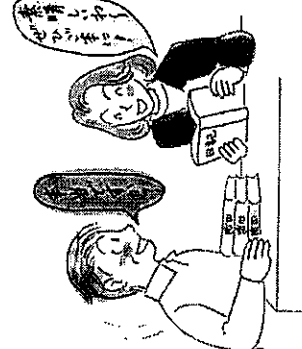


知識のない人が手を出すのは、
大変危険です。

「絶対儲かる」「損はさせない」な
どと長時間にわたり強引に勧誘しま
す。先物取引は、投機です。

あなたの功績を本にします…❗

【紳士録商法】



必要ないと思ったら
ハッキリと断りましょう。

「あなたの功績を本に掲載したい」
などと勧誘し、高額な掲載料や購読
料を請求します。また、一度紳士録
に掲載すると、同じ業者または同業
他社より高額な更新代、登録抹消代
を請求される二次被害もおきています。

消費者教育ポータルサイトが変更されました！

消費者教育ポータルサイトは、ユーザーの皆さんの声を反映し、平成25年4月にリニューアルしました。主に以下の機能を追加しています。今後さまざまな機能を追加して、消費者教育の担い手の方がより使いやすいサイトを目指しています。ご意見をお待ちしています！

①担い手別の情報検索

消費者教育の担い手が情報を検索しやすいように、学校、地域別に分けて、各々教材の媒体別に情報を検索できるようにしました。

【消費者教育ポータルサイト トップページ】

消費者教育の情報検索

フリーワード検索 検索

条件絞り込みで検索 ライフステージごとで検索 領域ごとで検索

利用者の立場から探す

学校で教える方 地域で教える方 地域で教える方 自学される方

→ 授業等で使う小道具等 → オンライン教材 → 取組実践



学校で教える方

- 冊子教材
- 映像教材
- 講座

担当 消費者庁 消費生活情報課
TEL 03-3507-9149
E-mail i.shohishakyoiku@caa.go.jp

②「消費者教育の体系イメージマップ」を利用した情報検索

消費者教育の内容について、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくかを一覧できる「消費者教育の体系イメージマップ」を利用し、各領域、各ライフステージから情報を検索できるようにしました。

消費者教育の体系イメージマップ (領域から探す)

消費者教育の体系イメージマップ (ライフステージから探す)

消費者教育の体系イメージマップ (領域から探す)

消費者教育の体系イメージマップ (ライフステージから探す)

消費者教育の体系イメージマップ (ライフステージから探す)

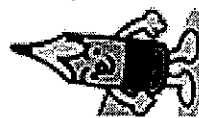
③「消費者教育関連情報」

消費者教育をより深く学びたい方向けの情報を掲載しました。消費者教育の関連法律や、消費者問題の歴史、地域の消費者向け情報、教材等作成のためのイラスト集などを掲載しています。

消費者教育関連情報

- 消費者教育の推進に関する法律
- 消費者基本法
- 消費者基本計画
- 消費者教育の体系イメージマップとは
- 学習指導要領
- 消費者問題の歴史
- 地域の消費事情
- イラスト集

消費生活に関する教育のヒントが満載！



高めよう!『見守り力』

～高齢者・障害者の消費者被害を防ぐために～



高齢者や障害者等、社会的弱者の消費者被害が増えています。高齢者や障害者は自分自身で被害にあっていることに気が付かなかつたり、自ら相談することが少ないために発見が遅れ、被害が拡大する傾向が高いと言われています。このため未然防止や、早期発見をするには、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。

【見守り力】気付く→声かけ→確認→関係機関につなぐ について、主人公（コンビニ店長）の体験を通して考えてみましょう。

高齢者・障害者に関係する幅広い方々の会合や社内研修で、また自習用として、ご利用いただくことができます。



DVDは消費者庁で貸出をしています。
また消費者庁消費者教育ポータルサイトで御覧いただけます。
<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

お問い合わせ先
消費者庁消費生活情報課
TEL 03-3507-9149

高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材



高めよう!「見守り力」

基礎編 4チャプター分け

エピソード 1 約6分

小さな気付きが第一歩
故郷の母が消費者被害にあっている?!

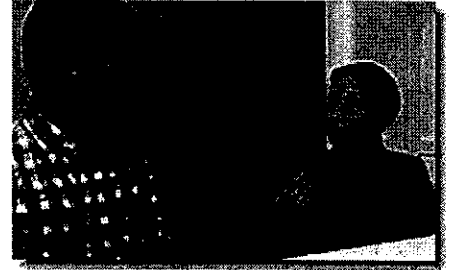
主人公のコンビニ店長は町内会長から見守りのポスターの掲示を依頼されましたが、他人事でした。そんな矢先、故郷の母が消費者被害にあっているらしいと、実家のご近所から連絡が入ります。



エピソード 2 約7分

「気付き」を「つなぐ」
母は見守りのおかげで、被害が回復できました。

主人公は母が気に入り帰省。近所の人、ヘルパー、民生委員、地域包括支援センターの気付きによって、消費生活センターに相談することができ、母の被害の一部が回復されました。主人公は、このことから、見守りの重要性を知ります。



エピソード 3 約8分

「声かけ」は小さな勇気から
勇気を出して声をかけ、被害が防げた!

主人公は、ATMの前でまごつく高齢者に気付きます。迷った末、勇気を出して声をかけました。高齢者は最初は怪訝な態度でしたが、騙されていたことに気がつき、被害にあわずに済みました。



エピソード 4 約5分

みんな消費者、みんなで見守ろう
知的障害者・発達障害者の場合

常連客である障害者施設職員と軽度の知的障害者が、店内の高齢者の見守りのポスターを見て、体験を語り始めます。これを聞き、コンビニ店では、障害者も見守りが必要と気付きます。



応用編 Q&A 3チャプター分け

① 高齢者・障害者の消費者トラブルの現状と特徴 約4分

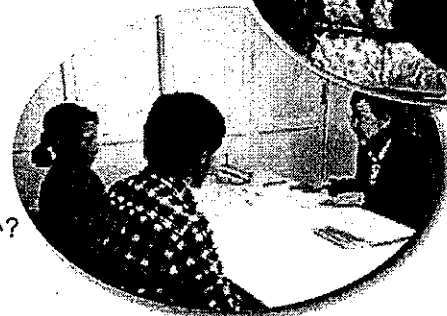
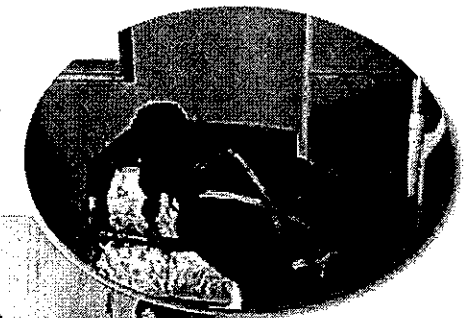
- Q1. 高齢者・障害者の消費者トラブルは増えているのですか?
- Q2. 高齢者が悪質商法に狙われやすいのはどうしてですか?
- Q3. 障害者の消費者被害には、どのような特徴がありますか?

② 高齢者・障害者の消費者被害と見守り 約7分

- Q4. どのような様子に気付けばよいのですか?
- Q5. 「声かけ」はどのようにすればよいのですか?
- Q6. 消費生活センターへのつながり方は?

③ 消費生活センターの役割 約3分

- Q7. 消費生活センターはどんなことをしてくれるのですか?



7チャプターに分かれているので、必要なところだけを見ることができます。「字幕あり」「字幕なし」の選択ができます。

企画 消費者庁 制作 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
制作協力 (株)放送映画製作所

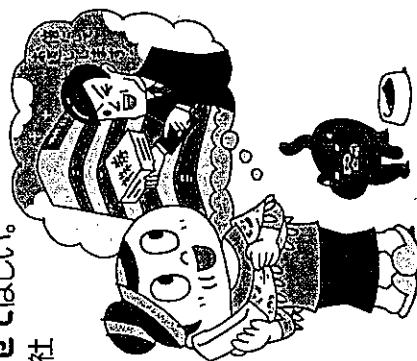
見守り 新鮮情報

第187号

A銀行を名乗る男性から「あなたは大手企業B社の株を売るリストに載っている。購入しないか」と電話があったが、よく意味がわからず断った。翌日、今度はB社の社員という男性が「自分で自社の株を買うとインサイダー取引になるので

あなたの名前で買わせてほしい。

後日倍にして返す」と言ってきた。B社は有名な会社だから間違いはないだろうし、お金ももらえらるなら、と思い、指示されたとおりに口座開設料300万円をA銀行に郵送した。その後「保証金」などの名目で合計約1500万円支払った。あまりに高額になったので不安になり、電話をしてみたがつかぬがらない。(70歳代 女性)



大手企業の名前を悪用! 買え買え詐欺に注意!

ひとこと助言

きっぱり
断って!



- 「買え買え詐欺」の中で、実在する大手企業の株や社債等が販売されているかのようには装って勧誘し、お金を支払わせようとする手口に関する相談が寄せられています。
- 大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとするが、名前を使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- 購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもあります。
- いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

見守るくん

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 文

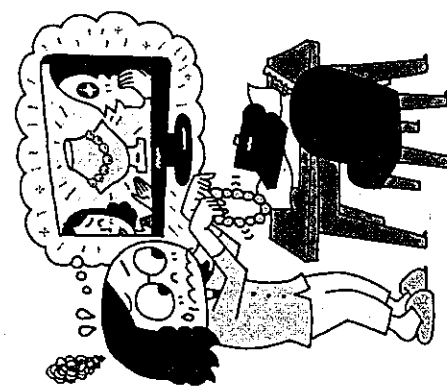
2014年4月8日

見守り 新鮮情報

第188号

【事例1】 母がテレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格10万円のもののが半額だったので注文したが、届いたものはテレビと見栄えが違い 価格ほどの価値はないように思える。返品を申し出たが断られた。(当事者：60歳代 女性)

(当事者：60歳代 女性)



【事例2】 テレビショッピングで布団用掃除機を購入した。電話で注文する際「操作は難しくないかと質問すると、「簡単です」と言われたが、フィルターのカバーが硬すぎて開けるときに指が痛くなってしまった。しかも重いので返品したいが、業者は一度電気を通したものは返品を受けないと言っている。(70歳代 女性)

テレビショッピングで買った 返品できなかった

ひとこと助言

注意しよう



- 自宅で手軽に買える物でもテレビショッピングは、返品可否など重要な事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。
- テレビショッピングなどの通信販売では、事業者が返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うこととなります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。
- 印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などをよく確認してから注文しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

見守るくん

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 文

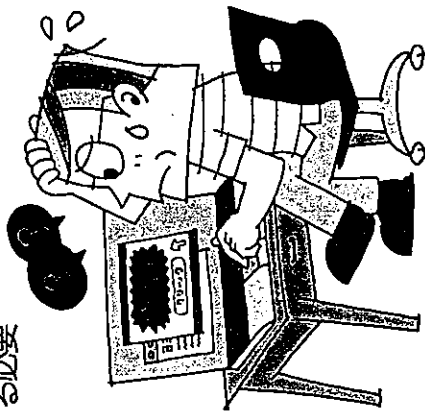
2014年4月22日

検索サイトを見ていたときに、画面の右側にピカピカと光る警告のようなものが表示された。そこには「パソコンにエラーがあるので、無料ソフトをダウンロードするよ」と記されていたのでダウンロードすると、

次に「修復には有料で登録する必要がある」という画面が出た。

すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が表示される。

(60歳代 男性)



突然の警告表示はセキュリティソフトの広告かもしれない

ひとこと助言

注意してね



- パソコン操作中に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限らず、消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性もあります。信頼できる表示かどうかかわからない場合には、クリックしないようにしましょう。
- 広告等の警告表示が出る原因の一つとして、パソコンのOS(基本ソフト)やアプリケーションが最新の状態でない場合に、ウェブサイトを閲覧した際などに、意図せず警告を表示させるプログラムなどが埋め込まれることが考えられます。常に最新の状態に保ちましょう。

見守るくん ● 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

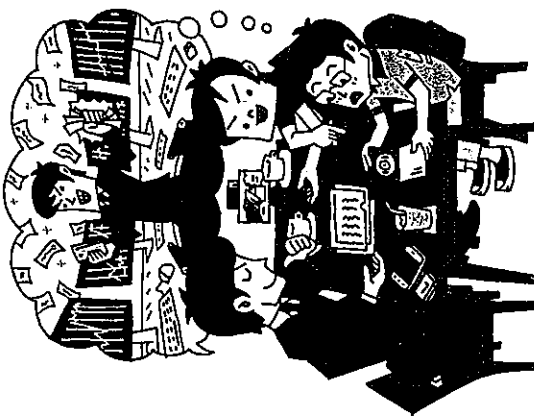
2014年5月13日

大学生がターゲット 借金させられて高額な投資用DVDを購入

事例

高校の先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、喫茶店で投資システム会社の人も合流して、楽しい話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。そのソフトを使えばすぐに元が取れる」と勧誘されたが、お金がないと断ったところ、先輩から「会社員と違って、車の頭金としてお金を借りるよう」と言われて、消費者金融3社から20万円ずつ借りて支払った。その後、新規に人を紹介すると10万円も後、新規に人を紹介したが、自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約して返金してほしい。

(大学生 男性)



ひとことアドバイス

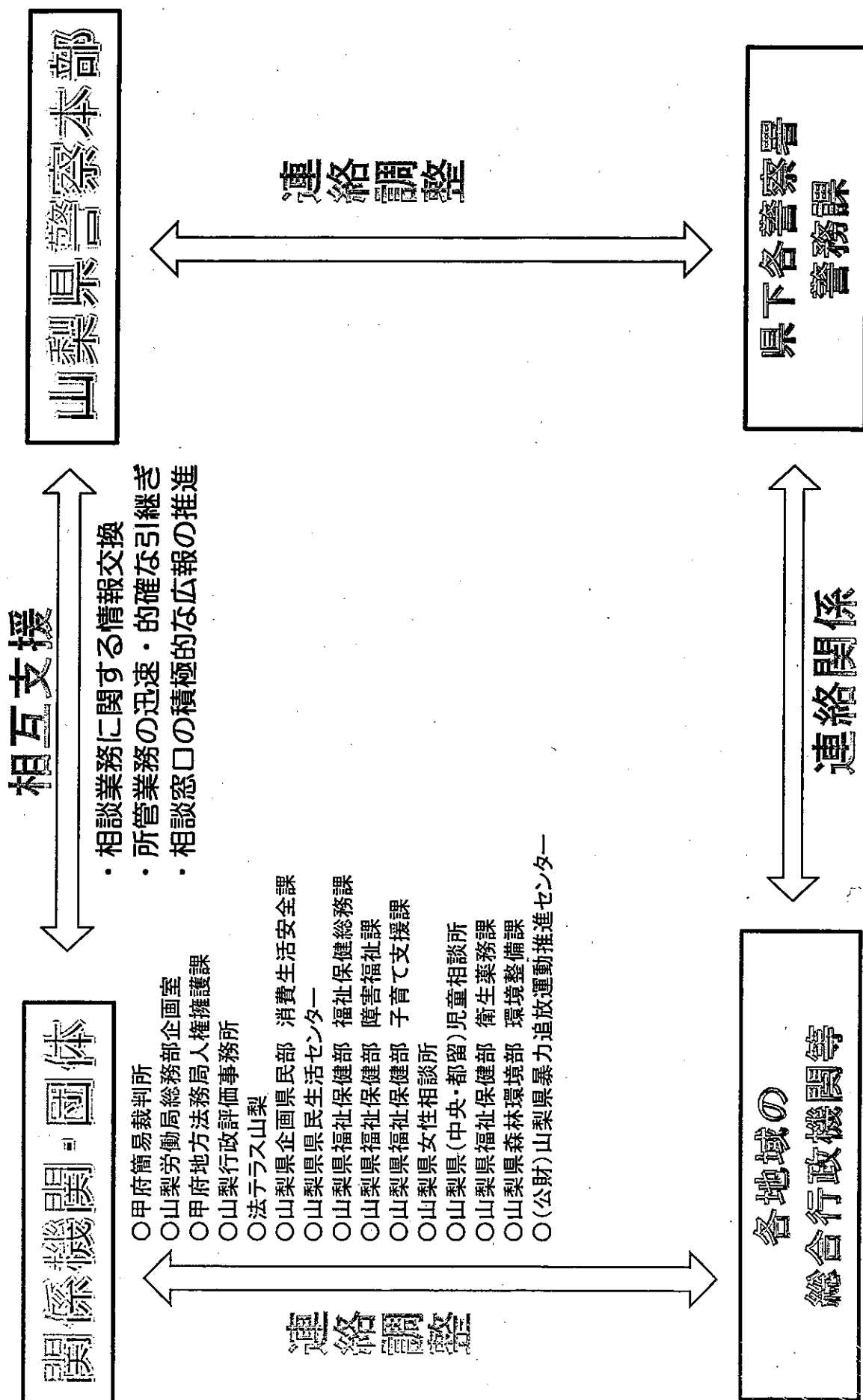
- 友人や先輩など親しい人から「もうかる投資」があるなどと勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。
- 高額な借金をして契約をしても、実際には利益をあげることができず、返済に行き詰まって多量債務に陥る危険性があります。無理な借金は決してしてはいけません。
- 友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまったり金融トラブルになったりするおそれもあります。
- 困ったときは、学校やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



さばーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

県民相談相互支援ネットワーク



県民相談相互支援ネットワーク構成機関・団体

国の機関	甲府簡易裁判所（オブザーバー）
	山梨労働局 総務部企画室
	甲府地方法務局 人権擁護課
	総務省山梨行政評価事務所
	日本司法支援センター（法テラス）山梨地方事務所
県の機関	山梨県企画県民部 消費生活安全課
	山梨県県民生活センター
	山梨県福祉保健部 福祉保健総務課
	山梨県福祉保健部 障害福祉課
	山梨県福祉保健部 子育て支援課
	山梨県女性相談所
	山梨県（中央・都留）児童相談所
	山梨県福祉保健部 衛生薬務課
	山梨県森林環境部 環境整備課
団 体	（公財）山梨県暴力追放運動推進センター
警 察	総務室 総務課

体系的な消費者教育の推進について

基本目標Ⅰ ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

1 消費者教育推進シンポジウムの開催

消費者教育を行う学校関係者、消費者団体、事業者、市町村等の様々な関係者が一堂に会し、情報共有と共通理解のもと、緊密な連携・協働を図るためのシンポジウムを開催する。

- ① 開催時期：9月頃
- ② 参加者：学校関係者、消費者団体、事業者、市町村 等
- ③ 内 容：(1) 消費者教育の専門家による「基調講演」
(2) 地域、学校、職域における「実践事例発表」
(3) 参加者による「情報交換」 等

2 消費者啓発教材の作成・活用

消費者教育推進法第15条では、消費者教育に使用される教材の充実を図ることとされており、「やまなし消費者教育推進計画」においては、小学生等に対する消費者教育の推進を重点施策としている。

① 主旨

- ・県民の消費生活に関する相談や啓発活動などを行っている県民生活センターのノウハウと消費者教育に精通する大学の専門家の知見を活かし、小学校の授業等で活用するための啓発教材を作成する。
- ・教える立場の教員の指導力向上に役立つ教材として作成する。

② 作成

- ・総合教育センター研究開発部のスタッフ、社会科、家庭科等の教員からの意見等を取り入れる。

③ 活用

- ・教育委員会等を通じて県内全小学校（193校）に配付
- ・高齢者向けの啓発教材としても活用

各期の特徴

様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期

主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期

行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期

生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期

生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期

精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期

周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期

重点領域

消費がもつ
影響力の理解

おつかいや買物に関心をもち、身の回りの物事に大切にしよう

消費をめぐり物と金銭の流れをかんがえよう

消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう

消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響を考えよう

持続可能な
消費の実践

身の回りのものを大切にしよう

自分の生活と身近な環境とのつながりを感じ、物の使い方をかんがえよう

消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう

持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう

持続可能な社会を目指したライフスタイルを築こう

持続可能な社会を目指したライフスタイルを築こう

持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう

消費者の参画・
協働

協力することの大切さを知ろう

身近な消費者問題に目を向けよう

身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう

身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて取り組むことの重要性を理解しよう

消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を築こう

地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

商品安全の理
解と危険を回
避する能力

くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう

危険を回避し、物を安全に使う手がかかりを知らう

危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう

安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう

安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう

安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう

安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう

トラブル対応能
力

困ったことがあったら身近な人に伝えよう

困ったことがあったら身近な人に相談しよう

販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう

トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう

トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう

トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう

支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう

選択し、契約す
ることへの理解
と考える態度

約束やきまりを守ろう

物の選び方、買い方を考え、計画的な買い方を考えよう

商品を選択し、契約するルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう

適切な意思決定に基づいて行動しよう

契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう

契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう

契約トラブルに遭遇しない暮らしの知識を伝えよう

生活を設計・管
理する能力

欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう

物や金銭の大切さに気づき、計画的な買い方を考えよう

消費に関する生活管理の技能を活用しよう

主体的に生活設計を立ててみよう

生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう

経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう

生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう

情報の収集・処
理・発信能力

身の回りのさまざまな情報に気づこう

消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知らう

消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう

情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう

情報と情報技術を活用し、積極的に情報を発信しよう

情報と情報技術を活用し、積極的に情報を発信しよう

支え合いながら情報と情報技術を活用し、積極的に情報を発信しよう

情報社会の
ルールや情報
モラルの理解

自分や家族を大切にしよう

自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう

著作権や肖像権などの権利の責任を知らう

望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう

情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう

トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう

支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう

消費生活情報
に対する批判的
思考力

身の回りの情報から「なぜ」を問いかけて考えよう

消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう

消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関係を理解しよう

消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう

消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう

消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう

支え合いながら消費生活情報を上手に取入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

協議会構成団体と連携した施策の推進について

1 消費者団体との連携

基本目標Ⅱ 消費者教育の人材（担い手）の育成

基本方針 3 地域人材の育成

(1) 趣旨

各消費者団体は、地域における様々な場において、消費生活に関する情報提供や啓発を行っていることから、その活動に対し、緊密に連携して消費者教育を推進していく。

(2) 内容

【消費者団体活動支援】

- 事業内容：
- ・食品ロス削減に向けた取組
 - ・消費者市民社会づくりと消費者の役割、消費者被害防止についての講演
 - ・地産地消推進のための情報交換
 - ・食の安全確保についての講演・活動事例紹介

補助先：消費者団体で構成する山梨県消費者啓発活動推進協議会

【消費生活地域講座】

- 事業内容：
- ・消費者トラブルの未然防止についての講演
 - ・暮らしの豊かさと市民活動の活性化についての講演
 - ・悪質商法の手口と対処法についての落語、寸劇、紙芝居

委託先：県内の消費者団体等

2 金融広報委員会との連携

基本目標Ⅲ 関連する教育及び消費生活に関する施策との連携

基本方針 3 金融経済教育との連携

金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の普及啓発を行っている金融広報委員会と県民生活センターが連携し、金融経済教育を含めた消費者教育の講座について、小・中・高等学校へ周知し、その活用を促進する。

3 事業者団体との連携

基本目標Ⅰ ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

基本方針3 職域における消費者教育の推進

(1) 趣旨

消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じて、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」こととされていることから、職域での消費者教育を支援するため、事業者団体と連携し、出前講座等を行う。

(2) 連携事業者団体

- ・ 山梨県商工会議所連合会
- ・ 山梨県商工会連合会
- ・ 山梨県中小企業団体中央会
- ・ 山梨県農業協同組合中央会

(3) 出前講座等

会議名	実施（予定） 年月日	会場	主催者	参加 （予定） 者数	対象者
山梨県商工会女性部連合会総会	H26. 5. 14	自治会館	山梨県商工会女性部連合会	60	女性経営者
山梨県中小企業団体中央会女性部総会	H26. 7. 8	山梨県中小企業団体中央会	山梨県中小企業団体中央会	40	女性経営者等

講師派遣による学習支援プラン(対象層に応じた内容の選定)

1. 山梨県金融広報委員会(電話055-227-2419日本銀行甲府支店内)

＜子どもたちの成長に応じたお金に関する知識や能力を身につけ、「生きる力」を育成することを目的とする＞

対象層	講座名	発育段階別内容	具体的なテーマ(例)
小学生	金融出前教室	＜低学年＞ ・ものやお金を大切にすること ・労働の価値、お金の管理、欲求の制御 ・貯蓄の意義の理解	・「ものやお金を大切にしましょう」 ・「おこづかいゲーム」 ・一自身で判断して、欲しいもの・必要なものを買うこと、貯金することなど、お金について知る ・「おこづかい帳をつける」 ・「金銭教育とは」 ・「将来の夢と働くこと」 ・「お金に関わるトラブル」 ・「お金のこわい話」
		＜中学年＞ ・貯蓄の意義や利息等について理解する ・必要性、計画性を考え計画的に貯蓄する ・地域や社会に目を向け、ものやお金の動きを知る	
		＜高学年＞ ・必要性、計画性を理解し、工夫して買物ができる ・景気の変動や社会で起っている問題と暮らしとのかわりを知る ・お金に関するトラブルの実態、未然防止	
中学生	金融出前教室	・健全な金銭感覚 ・周囲の人や社会への感謝と貢献 ・消費者の行動が環境や経済に与える影響 ・生活設計の必要性、生活設計を立てる ・お金に関するトラブルの実態、未然防止 ・経済、社会問題に関心を持つ(日本銀行の役割など)	・「将来の夢と仕事」 ・「金融のはたらき」 ・「日本銀行の機能と役割」 ・「山梨の経済について」 ・「お金に関わるトラブル」 ・「生活設計の必要性」
		＜1・2年生＞ ・経済変動と経済政策 ・長期的な資産管理や実践的な収支管理を行う ・お金に関するトラブルの実態、未然防止 ・進路選択を通じ、働く意義と職業選択を考える ・消費者の権利と責任への理解	
高校生	消費教育講座	＜3年生＞ ・お金に関するトラブルの実態、未然防止 ・個人情報保護の理解	・「お金に関わるトラブル」 ・「契約・クレジット・多重債務・消費者問題等」 ・「山梨の経済について」 ・「景気や経済政策と暮らしとのつながり」 ・「自身のライフプランをたて、生涯収入、支出を把握する」 ・「年金、保険、税金の仕組み」 ・「リスクとリターン、契約、自己責任」 ・「雇用形態の違い、働き方に応じた生涯所得の格差」
		・お金の大切にする	

※その他の学習支援として、日本銀行甲府支店の見学(支店見学・ビデオ鑑賞・仕事体験等)や職員による講義も行っております。原則小学5年生以上です。小学生は必ず教員同伴。詳細は日本銀行甲府支店のホームページをご確認ください。

2. 山梨県県民生活センター（電話055-223-1571）

＜子どもたちの成長に伴う消費生活トラブルの未然防止・再発防止を目的とする＞

対象層	講座名	発育段階別内容	具体的なテーマ(例)
小学生	消費生活出前講座	・ネットトラブルの実態と対処方法	・「小学生のネットトラブル」 ー携帯電話、スマートフォン、インターネット、SNS、ゲームなど
中学生	消費生活出前講座	・ネットトラブルの実態と対処方法 ・契約トラブルに遭わないために	・「中学生のネットトラブル」 ー携帯電話、スマートフォン、インターネット、SNS、ゲームなど ・「契約とは何か」
高校生	消費生活出前講座	・ネットトラブルの実態と対処方法 ・契約トラブルに遭わないために	・「高校生のネットトラブル」 ー携帯電話、スマートフォン、インターネット、SNS、ゲームなど ・「カードの仕組みとトラブル」 ープリペイドカード、チャージ型カード、キャッシングカードなど ・「悪質商法の手口と対処法」 ・「消費者トラブルと相談機関」

3. 財務省関東財務局甲府財務事務所（055-253-2261）

＜社会に出た後、お金に関するトラブルに巻き込まれないようにするとともに、金融商品の適切な利用・選択を行うための基礎知識の普及等を目的とする＞

対象層	講座名	発育段階別内容	具体的なテーマ(例)
高校生	金融・経済に関する出前講座	・直接金融と間接金融の違い、銀行の役割 ・金融商品のいろいろ ・経済や財政の現状	・銀行の役割や株式市場の働き、預金保険制度 など ・キャッシングカード等の管理、クレジットカードの仕組み ・多重債務に陥らないための注意点 ・ヤミ金融等金融被害に遇わないための注意点 ・預貯金・生命保険・有価証券(株式や投資信託など)の種類と特徴、選択について
	単立ち教室	＜3年生＞ ・社会に出たあと、お金に関するトラブルに遇わないための注意点	・山梨県の経済情勢について ・日本の財政の現状について

市町村の取組への支援について

基本目標 1 ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

基本方針 2 地域社会における消費者教育の推進

具体的な施策 5 市町村における消費者教育の取組支援

○市町村における消費者行政活性化事業

市町村では、消費者行政活性化交付金の活用などにより、消費者被害の防止や啓発に係る事業を実施している。

- ・消費生活センターや消費相談窓口の設置
- ・弁護士等による個別相談の実施及び消費生活相談員への支援
- ・公民館等における啓発設備（啓発DVD等再生機器）の整備
- ・消費生活推進員、民生委員、老人クラブ等を対象とした講座開催
- ・消費者被害防止のための各種啓発資料・物品の作成・配布 など

○県による市町村の取組への支援

県では、市町村における消費者行政を促進するため、国と連携し支援を行っている。

- ・地域で活動する県消費生活相談員の委嘱
- ・消費生活相談員等のレベルアップ研修の実施
- ・県民生活センターによる市町村相談員への助言等の実施
- ・各種啓発情報等の提供（かいじ号、見守り新鮮情報、子どもサポート情報等）
- ・消費者行政活性化交付金を活用した市町村事業への補助

○今後の市町村支援の基本的な考え方

消費者の安全・安心の確保のためには、消費者に最も身近な市町村の役割が重要であり、消費者が各地域において質の高い相談を受けられる体制の確保のため、市町村の消費生活相談員等の資質向上と、地域の相談窓口等と県民生活センターの連携強化を図る。

また、消費者被害に遭うリスクの高い高齢者等の見守りや地域の小中学校、消費者グループ・事業者団体等と連携した消費者教育の充実が必要であることから、「やまなし消費者教育推進計画」に基づく、市町村における消費者教育推進計画の策定を支援する。

市町村における消費者教育推進計画の策定について

県では、今後の消費者行政を進めていくにあたり、消費者の啓発・教育の推進がより重要性が高いことから、本年3月に「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)を策定・公表しました。本年度以降、同計画に基づき、様々な関係機関・団体等との連携・協働により、消費者教育に係る施策・事業の総合的・一体的な推進を図ります。

市町村におきましても、地域の実情、課題等を踏まえて、市町村における消費者教育の推進のための計画策定について検討して頂きますようお願いいたします。

1 意義

- ・国及び県の消費者施策との連動が明確化
- ・住民に対する今後の消費者行政の展開に際しての基本的な指針を明示
- ・消費者行政活性化交付金事業との整合性や方向性を確保
- ・教育委員会との協働をはじめ、地域内の様々な関連団体との効果的な連携
- ・環境教育、食育、金融経済教育など関連する教育の効果的な推進

2 策定根拠

消費者教育推進法第10条第2項

(国基本方針及び県消費者教育推進計画を踏まえ策定)

3 組織体制

① 消費者教育推進地域協議会の設置(推進法第20条第1項)

消費者教育推進の結節点としての役割を担う地域協議会を組織

(構成員) 消費者団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者等

(役割) 構成員相互の情報交換・調整⇒関係機関等との連携強化とネットワーク化
消費者教育推進計画の作成

② 関連部署との連携

教育委員会や福祉・産業・環境等の部署で構成する横断的な連絡調整会議を設置

○県消費者教育推進地域協議会

県消費生活審議会(県消費生活条例第31条)に教育関係者4名を追加し、地域協議会の機能と役割を担任

○消費者教育関係機関連絡協議会

生涯教育、高齢者・障害者福祉、環境教育、産業政策、教育行政等の所属で構成

4 県の支援

- ① 県消費者教育推進地域協議会の運営等に関する情報提供
- ② 国の消費者教育推進会議(消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会)等に係る情報提供
- ③ 消費生活相談員、消費者行政担当職員に対するレベルアップ研修の実施(7月～10月)
- ④ 消費者教育推進シンポジウムの開催(9月頃)
- ⑤ 消費者教育啓発教材(小学生向け)の作成・活用

5 財源措置

県消費者行政活性化交付金市町村事業費補助金の活用が可能

(例)・消費者教育推進計画を策定するための開催経費の増分

(有識者ヒアリング等のための旅費や謝金、現状把握のための調査経費)

・消費者教育推進地域協議会立ち上げのための経費(関係者の旅費等)

・臨時的な研究会の開催経費

※活用は、事前に消費生活安全課へ相談

6 参考

『消費者教育ポータルサイト』

消費者庁が運営する消費者教育の教材・サービス等の情報を案内するサイト

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

